

# 電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

原企発5第1号  
令和5年7月20日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役社長 金子 禎則

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別表に掲げる電気事業託送供給等収支計算規則の基準について、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

| 電気事業託送供給等<br>収支計算規則 | 基準設定内容                                 |
|---------------------|--|
| 別表第1 1              | 別表第1 1. に規定する基準に代わるものとして設定した基準         |
| 別表第1 2 (1) (2)      | 別表第1 2. (1) (2) に規定する基準に代わるものとして設定した基準 |

別表第1 1. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

[別表第1 1 関係]

1. 別表第1 1 に規定する基準

発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。

2. 設定した基準

地帯間販売電源料のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金で手当てされる費用に相当する額、託送収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の3の3第3号の交付金で手当てされる費用に相当する額、及び電気事業雑収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金については、送配電部門以外の収益に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金を送配電部門以外の収益に整理する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法交付金として電気事業営業収益に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金がこれまで送配電部門以外の収益に整理されていたことを踏まえると、当該収益を送配電部門以外の収益に整理する必要があることから、上記基準を設定したもの。

別表第1 2.(1)(2)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

[別表第1 2(1)(2)関係]

1. 別表第1 2(1)(2)に規定する基準

(1) 発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

(2) その他に整理された費用のうち、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。

2. 設定した基準

他社購入電源費及び地帯間購入電源費及び事業税のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金にて手当される費用及び同法第38条の納付金については、送配電部門以外の費用に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金相当額を送配電部門以外の費用に整理する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額として電気事業営業費用に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金相当額がこれまで送配電部門以外の費用に整理されていたことを踏まえると、当該費用を送配電部門以外の費用に整理する必要がある。

加えて、再エネ特措法第38条により、1ヶ月の交付金が零を下回る場合にはその下回っ

た額の納付が義務づけられたが、当該納付金は再エネ特措法交付金相当額と同様の性質の費用であり送配電部門以外の費用に整理する必要があることから、上記基準を設定したものの。